

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

《与論町の地勢》

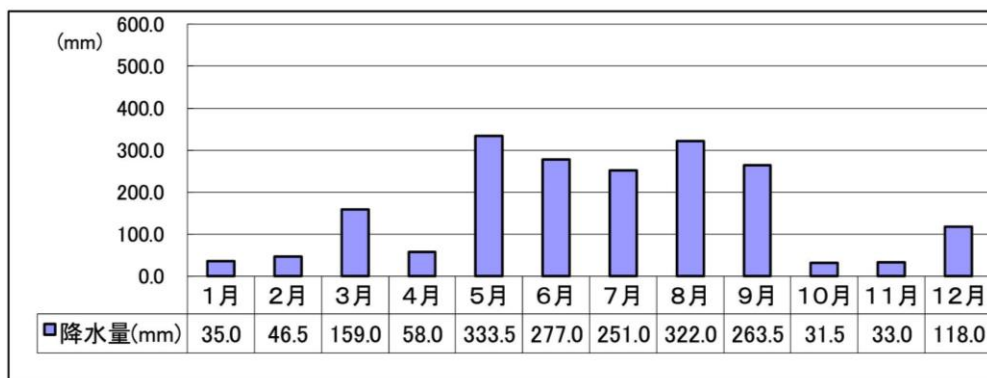
与論町は、(以下「当町」という。)鹿児島県及び奄美群島の最南端に位置し、鹿児島市の南南西563 kmの洋上に浮かぶ与論島に所在する一島一町の町である。面積20.48kmの小島で、島の東部海岸には、亜熱帯植物の葉茂する町有林があり、黒潮の海と低平な土地で海岸は珊瑚礁が沖合まで延びている。島の東側に太平洋、西側に東シナ海を望み、本町の南方23 kmに沖縄本島、北方には沖縄永良部島が位置しており、島の南方海上の北緯27度線を境として沖縄県と県境を接している。

与論島への島外からの交通アクセスは航空便が鹿児島・奄美・那覇と与論間の各路線を1日1便、定期船が鹿児島向け・沖縄向けの各航路に1日1便ずつ運航している。

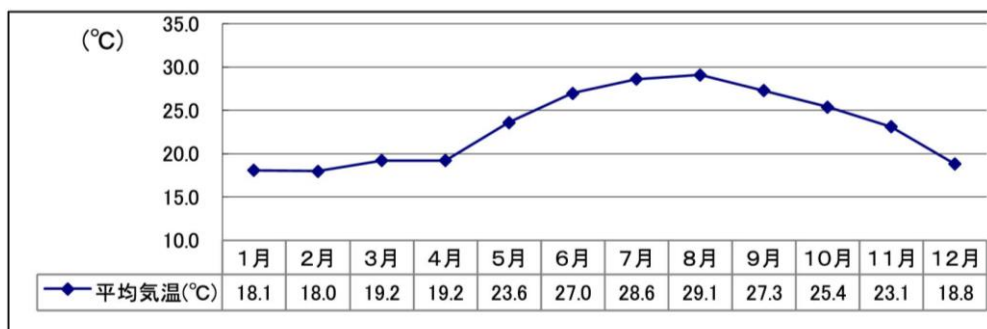
《当町の気象》

与論島は琉球列島の中中部、北緯27度線に近接しており、奄美群島や沖縄以南の島々とともに亜熱帯海洋性気候に区分されている。これらの地域の気候特性として、夏季は湿度が高く蒸し暑い日が多く、冬は時折雨天がある以外、曇りの日が多くなるとともに、夏は南東～南、冬は北西～北の季節風が卓越する傾向がある。令和2年の気象庁による観測値では、月別平均気温は2月の18.0℃が最も低く、8月の29.1℃が最も高くなっています。1年を通じた平均気温は23.1℃で、年間降水量は1,928 mm、年間平均風速は5.3 ㎧となっている。温暖な気候に育まれた豊かな自然環境がある一方、台風の常襲地域ともなっており、過去には大型台風の襲来や干ばつといった自然災害に幾度となく見舞われてきている。

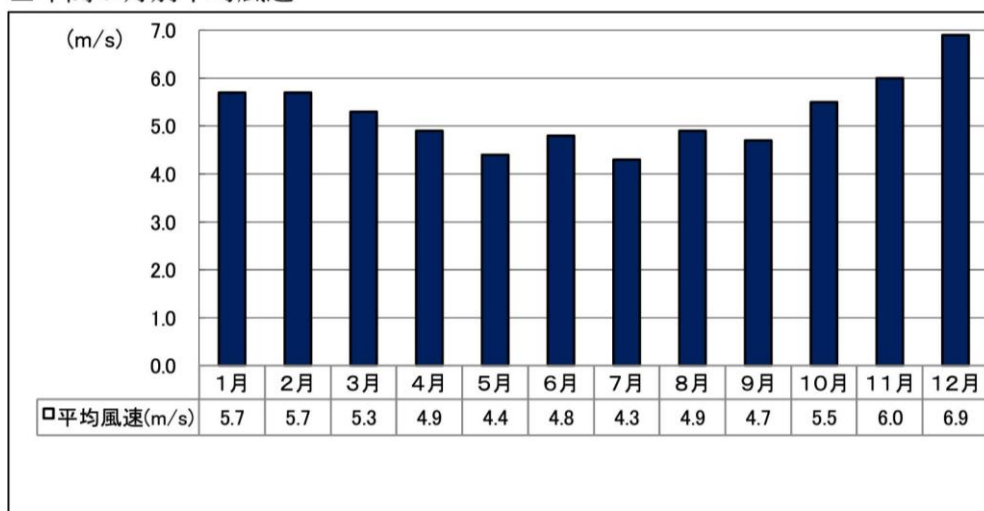
■年間降水量



■年間の月別平均気温



■年間の月別平均風速



《災害の特性》

本町における気象災害のうち特に被害の大きいのは台風災害で、住宅及び道路の決壊、田畑の畦畔の決裂、船の浸水または破損等は、毎年の台風ごとに相当の被害を受けている。当町は、太平洋および東シナ海に面し、海岸沿いに住家および耕地を有する低平な土地条件のため、毎年7、8月から11月にかけて最も来襲回数が多く、台風に伴う暴風雨および高潮または塩害等が災害をもたらす原因となり、被害を一層大きくしている。なお、近年における台風の大型化や局地的大雨の発生回数の増加がみられており、2012年の台風15、16、17号の連続した襲来による被害や、2013年の21号台風は観測史上最大級の風雨、2018年の台風6号による豪雨で茶花市街地が浸水するなどの被害が出ており、家屋や牛舎等に甚大な被害をもたらした。

当町を含む沖縄・奄美地方への台風接近数については以下の通りである。

沖縄・奄美への台風接近数（台風統計資料：国土交通省気象庁）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2012						3	2	5	2	1			12
2013						1	1	2	1	4			9
2014						2	3	2	2	2			10
2015					1		2	2	1				6
2016							1	1	4	1			7
2017							3	1	1	2			7
2018						2	4	4	2	1	1		13
2019							1	1	3	2	1		7
2020								4	2	1			6
2021				1		1	1	3	1				7
2022							3	2	4				7
2023					1	2	1	1	2	1			6
合計	0	0	0	1	2	11	22	28	25	15	2	0	97

台風の中心が鹿児島県の奄美地方、沖縄県のいずれかの気象官署等から300 km以内に入った場合を「沖縄・奄美に接近した台風」としています。

（注）接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しません。

（注）2024年の値は速報値であるため、後日変更になる場合があります。

本町西方には、沖縄トラフ等による直下型地、津波の被害が予想されることから、地震発生に伴う津波などから命を守る備えも不可欠であり、安全・安心な暮らしの実現に向けて自然災害への対応を強化する必要がある。

さらに、世界的な気候変動による災害の増加や令和3年の海底火山の噴火による軽石漂着および令和4年のトンガ沖海底火山噴火に伴う津波避難、感染症（新型コロナ等）による社会経済の影響など、島を襲う多様な自然災害に対する防災機能の強化が不可欠である。

（２）商工業者の状況（与論町商工会（以下「当会」という。）実態調査より）

- ・商工業者数 325 人（令和5年12月31日現在）
- ・小規模事業者数 313 人（令和5年12月31日現在）

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農業・林業	1	1	茶花にあり
建設業	32	30	町内一円に点在
製造業	23	23	町内一円に点在
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	茶花にあり
情報通信業	1	1	朝戸にあり
運輸業、郵便業	6	4	茶花に集中する
卸売業、小売業	107	105	町内一円に点在
金融業、保険業	1	1	朝戸にあり
不動産業・物品賃貸業	18	17	町内一円に点在
学術研究、専門・技術サービス	6	5	茶花に集中する
宿泊業・飲食サービス業	66	65	茶花に集中する
生活関連サービス業、娯楽業	35	35	茶花に集中する
教育・学習支援業	2	2	町内一円に点在
医療、福祉	4	3	茶花に集中する
複合サービス事業	3	2	町内一円に点在
サービス業	19	18	茶花に集中する
合 計	325	313	

（３）これまでの取組

1）当町の取組

- ・与論町地域防災計画の策定、第6次与論町総合振興計画の策定
- ・防災訓練の実施、災害に強い施設等の整備、災害応急対策への備え
- ・住民の防災活動の促進
- ・防災備品の備蓄、防災マップの作成および配布

2）当会の取組

- ・自然災害等リスク認識、各種制度の情報提供
- ・与論町が実施する防災訓練への参加及び協力

- ・与論町商工会危機管理対応方針の検討
- ・事業者BCP策定に関する指導・助言
- ・事業者BCPの取組状況のフォローアップ。
- ・災害時の被害状況把握、与論町への情報共有。

II 課題

- ・当町においては、台風常襲地帯であり毎年大小の被害を農作物や家屋へ与えており、台風に対する警戒感が備わっている反面、その他の自然災害（大雨・地震・津波等）に対する脅威が薄れている。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、共済・保険制度の加入状況を確認。保険未加入者に対する制度の周知を図り、災害リスクに対する意識啓発や保険相談会等を行いながら、保険制度等の加入推進を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」やハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や当町広報、ホームページ、公式LINE等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性を周知し、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者へ損害保険の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、虚偽の情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス等の感染症に関しては、業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業者BCP策定件数	2件	2件	2件	2件	2件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、事業継続計画（与論町商工会危機管理対応方針）を令和7年度に作成予定。
- ・ 与論町地域防災計画および与論町総合振興計画等に基づき作成し、整合するように地域防災計画等の改定に合わせて計画及び指針の見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と提携している各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象

とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償）などの紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況確認を実施する。
- ・毎年度、（仮称）与論町事業継続力強化支援推進会議（構成員：当会等（法定経営指導員の参画含む）、与論町）を年1回（7月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方法等に反映させるとともに、HPへ年1回掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業BCP等の取組状況 のフォローアップ件数	2件	2件	2件	2件	2件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱の地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会等と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会等による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町（商工観光課・総務企画課）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内 10% 程度の事業所で、「トタン（瓦）が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域においては連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 % 程度の事業所で「トタン（瓦）が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1 日目	1 日に 3 回連絡を共有する
2 日目～5 日目	1 日に 2 回連絡を共有する
6 日目～2 週間	1 日に 1 回連絡を共有する
3 週間～4 週間	2 日に 1 回連絡を共有する

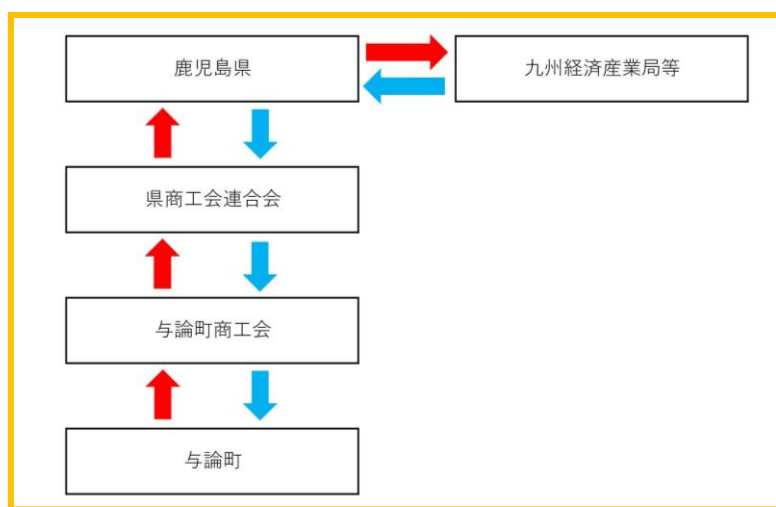
・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会等と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会等は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会等より（与論町商工会の場合は県商工会連合会を通じて）県の商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）									
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票									
策定者：		メールアドレス：							
電話番号：									
被害合計金額									
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	土地 （増積土砂排除費・整地費） （事業所資産に属する）	建物 （事業所資産に属する）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・全国商工会連合会の危機管理マニュアルに基づき、商工会職員等が確認した被災状況を「商工会災害システム」へ入力（県連等へ報告）することにより、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な被災地支援を目指す。
- ・感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）と当町が共有した情報を県が指定する方法にて当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）又は当町より県へ報告する。
- ・当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）と当町が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

```
graph TD
    subgraph Left_Column [ ]
        direction TB
        A[与論町商工会  
法定経営指導員]
        B[損害保険会社等  
鹿児島県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)等]
        A ---|連携| B
    end
    subgraph Right_Column [ ]
        direction TB
        C[与論町  
与論町 商工観光課]
        D[与論町 総務企画課(防災担当)]
        C ---|情報共有  
連携| D
    end
    A ---|連携  
連絡調整  
情報共有| C
```

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
与論町商工会 法定経営指導員 今村俊介
鹿児島県大島郡与論町茶花 2323-1 TEL 0997-97-2113
- ②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会／商工会議所
与論町商工会
〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 2323-1
TEL：0997-97-2113 FAX：0997-97-4614
E-mail：yoron-s@kashoren.or.jp

- ②関係市町村
与論町商工観光課
〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418-1
TEL：0997-97-3111 FAX：0997-97-4196
E-mail：kankou@town.yoron.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	120	120	120	120	120
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフチラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、与論町育成補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住所：鹿児島県鹿児島市城山町 1-24 鹿児島県中小企業会館 3 階 TEL099-225-4218 (2) 東京海上日動火災保険（株）鹿児島支店 支店長 竹内秀夫 住所：鹿児島県鹿児島市加治屋町 12-5 TEL 099-225-2301
連携して実施する事業の内容
< 1. 事前対策 > ・巡回経営指導時や窓口にて自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等）について説明する。 ・被災に備え、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 > ・被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照合し、該当者の保険金請求手続きを支援する。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時に速やかに保険金請求手続きを行うことができ、事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに、早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 事業継続の取組み、BCP作成に関する専門家派遣、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等
<pre> graph TD SO[事業者] CC[与論町商工会] ICS[損害保険会社等] SO -- 相談 --> CC CC -- 支援 --> SO ICS -- 保険金支払 --> SO SO -- 保険加入・請求 --> ICS CC <--> "連携・情報共有" ICS ICS --- Note["鹿児島県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)等"] </pre>